

# 平成26事業年度に係る業務の実績に関する報告書

平成 27 年 6 月

国立大学法人  
群馬大学



○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名 国立大学法人群馬大学
- ② 所在地 群馬県前橋市 (本部・荒牧キャンパス・昭和キャンパス)  
群馬県桐生市 (桐生キャンパス)  
群馬県太田市 (太田キャンパス)
- ③ 役員の状況  
学長名 高田 邦昭 (平成21年4月1日～平成27年3月31日)  
理事数 4名  
監事数 2名 (内1名は非常勤)
- ④ 学部等の構成  
学 部 教育学部  
社会情報学部  
医学部  
理工学部  
研 究 科 教育学研究科 (修士課程・専門職学位課程)  
社会情報学研究科 (修士課程)  
医学系研究科 (修士課程・博士課程)  
保健学研究科 (博士前期課程・博士後期課程)  
理工学府 (博士前期課程・博士後期課程)  
附置研究所 生体調節研究所 ※

※ は共同利用・共同研究拠点に認定された施設を示す。

- ⑤ 学生数及び教職員数  
学生数 6,501名 (184名) ※  
[内訳]  
学 部 5,154名 (66名) ※  
研 究 科 1,347名 (118名) ※  
※ ( ) は留学生数で内数。  
  
教員数 929名  
職員数 1,372名

(2) 大学の基本的な目標等

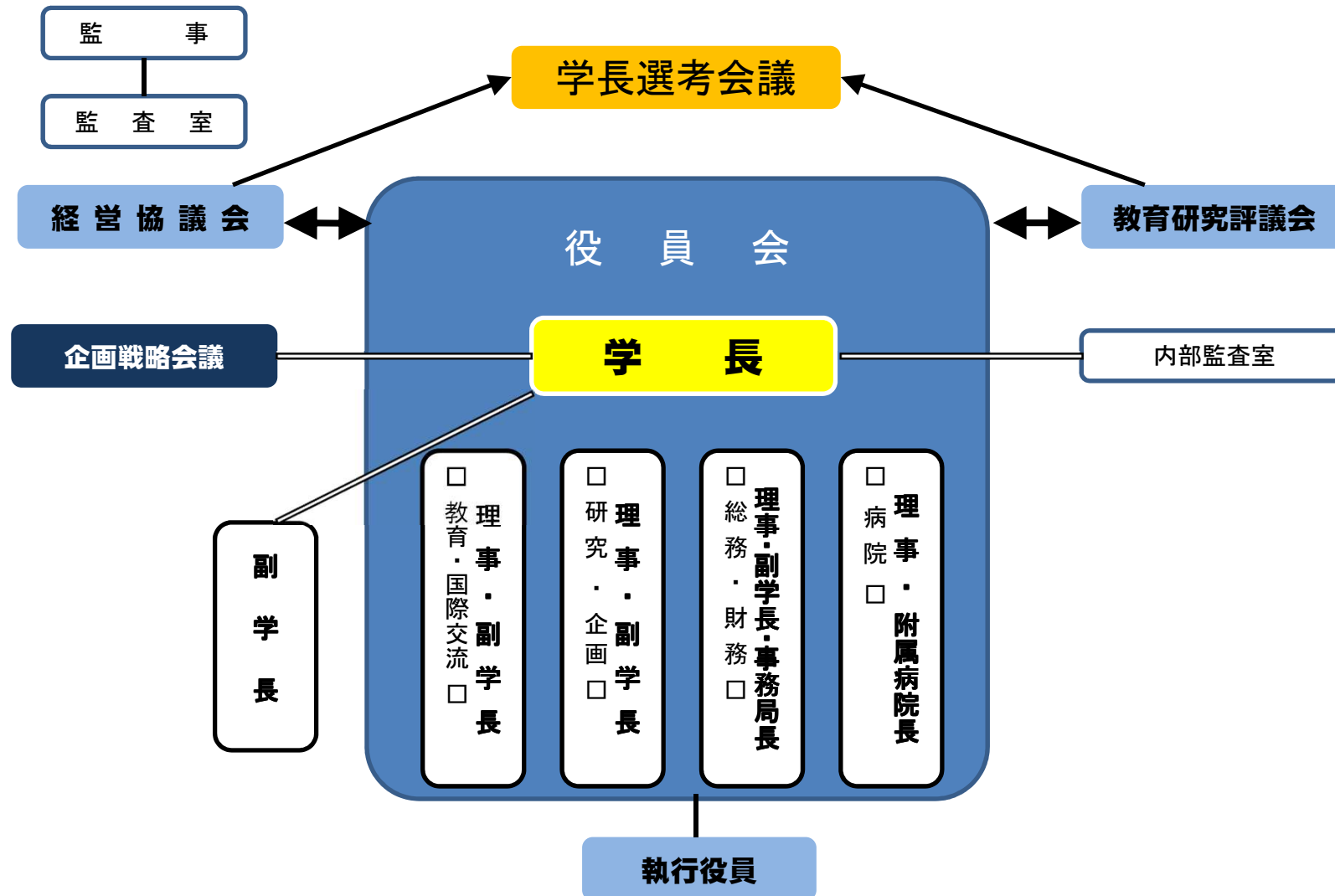
本学は、北関東を代表する総合大学として、知の探求、伝承、実証の拠点として、次世代を担う豊かな教養と高度な専門性を持った人材を育成すること、先端的かつ世界水準の学術研究を推進すること、そして、地域社会から世界にまで開かれた大学として社会に貢献することを基本理念に掲げ、以下の目標を設定する。

- ① 教育においては、1)教養教育、学部専門教育、大学院教育を通じて、豊かな人間性を備え、広い視野と探求心を持ち、基礎知識に裏打ちされた深い専門性を有する人材を育成する。2)学生の勉学を促進する学習環境と支援体制を整備する。
- ② 研究においては、1)各専門分野で独創的な研究を展開する。とりわけ重点研究領域において国内外の大学・研究機関と連携して先端的研究を推進し、国際的な研究・人材育成の拠点を形成する。2)基礎的研究と応用的、実践的研究との融合を図り、産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進する。
- ③ 社会貢献においては、1)地域の知の拠点として、学内外関係機関との連携した活動を通じて文化を育み、豊かな地域社会を創るために活動する。2)知の地域社会への還元を推進し、産業発展に貢献する。3)地域医療を担う中核として、医療福祉を向上させる。4)地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。
- ④ 大学運営においては、1)学長のリーダーシップの下で経営戦略を明確にし、教職員の能力を引き出し、自主性・自律性を持って効率的な大学運営にあたる。2)学内での情報の共有化と社会に対する情報発信を促進する。3)不断の点検・評価と改革を推進し、大学の活力を維持発展させる。

(3) 大学の機構図

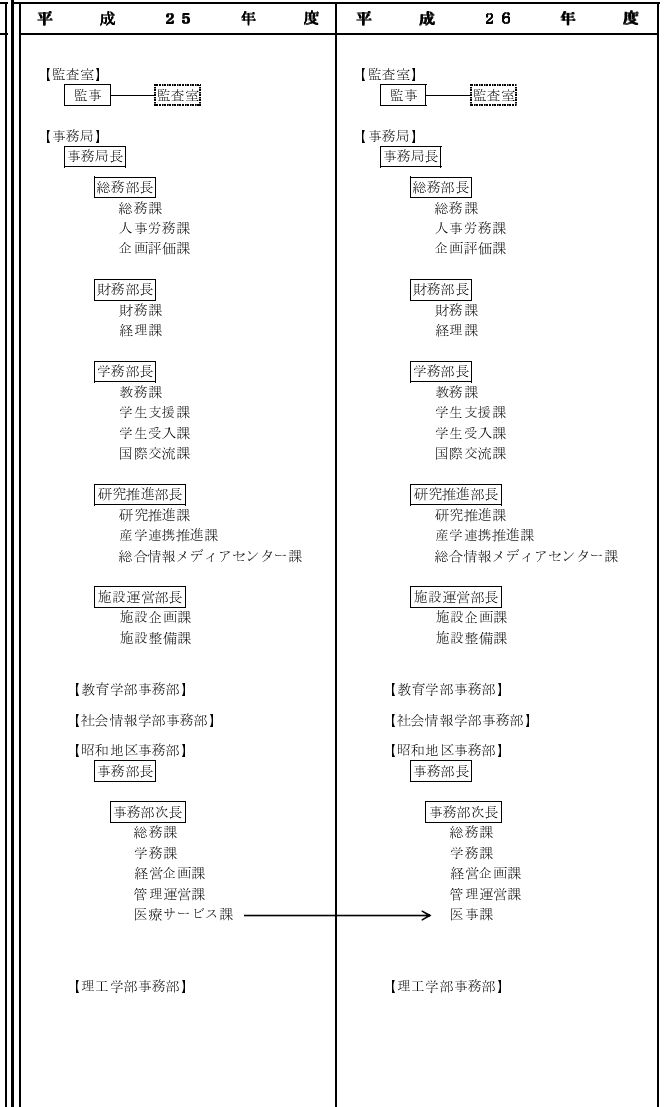
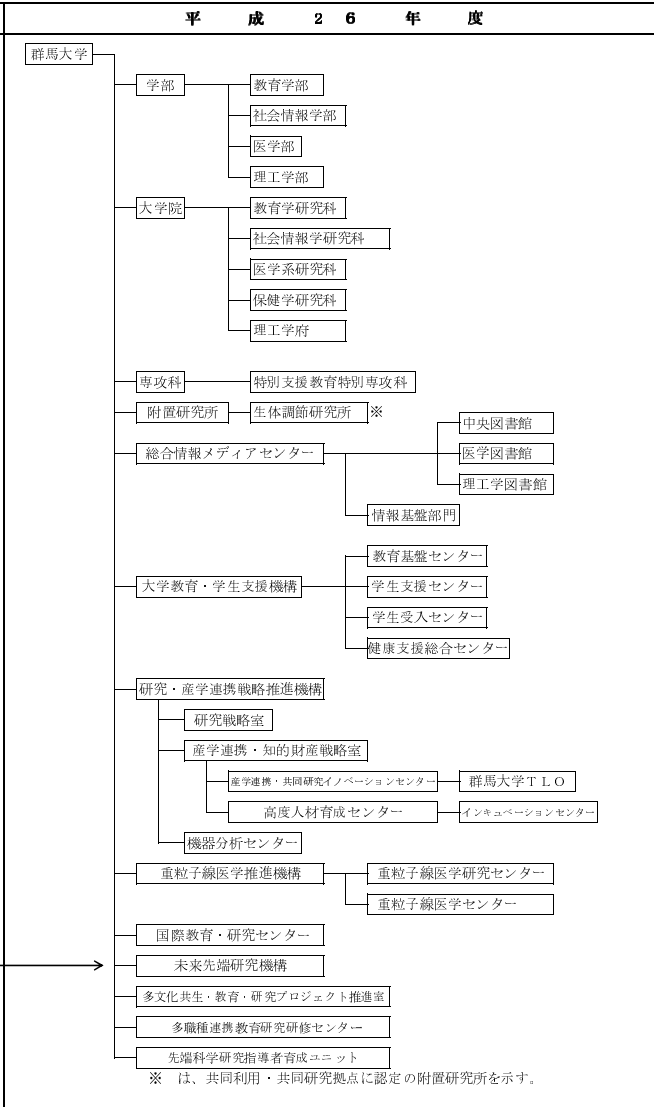
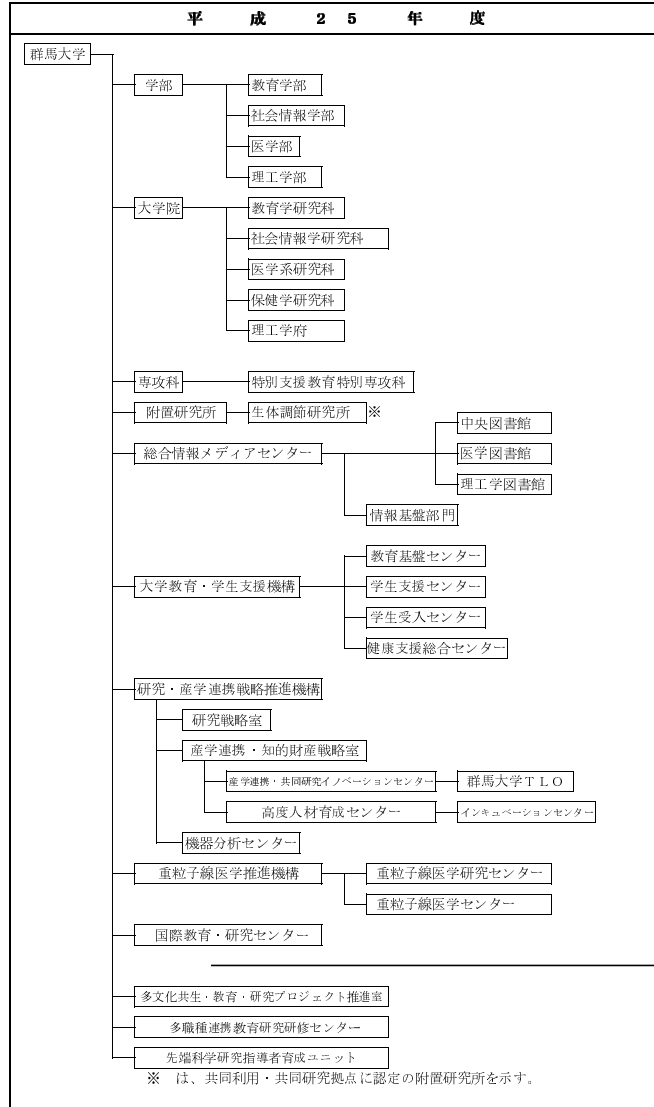
2頁、3頁に記載。

# 管理運営組織



教育・研究組織図

事務組織図



本学では、第2期中期目標達成のため、学長のリーダーシップの下、平成26年度においては、次の取組を実施した。

## I. 教育研究等の質の向上の状況

### 1. 教育

#### (1) アクティブラーニングに関する取組等 【I-1-(1)-(i)-④】

教員と学生が意思疎通を図りつつ、学生が主体的に問題を発見し解決していく能動的な学修を行うため、昨年度の理工学図書館に引き続き、今年度においては中央図書館および医学図書館にラーニングコモンズを整備し、授業関連書籍の配架等を行った。

なおラーニングコモンズでは大学院生による学習相談の実施などの学習支援を行うなど、施設を有効活用している。

また学部から大学院まですべての科目を対象に科目ナンバリングを実施した。このことにより履修計画が立てやすくなった。

#### (2) 教育のグローバル化の推進 【I-1-(1)-(i)-②-1】

教育のグローバル化を推進するため、海外研修の単位化（「海外短期研修」で2題目、「選択英語」で4題目）を実施し、全学部の1年生に日本語検定3級、TOEICまたはVELCの受験を義務づけている。

教養教育においては、習熟度別クラス編成による英語授業を実施している。この取組により理工学部においてはVELCスコアの平均が1年修了時には入学時と比較して18点上昇するなど成果も現れている。

さらに医学系研究科及び保健学研究科博士後期課程の入学試験においては、TOEFL等のスコアを外国語（英語）の筆記試験に代えることができることとした。これにより国際標準に合致した語学力を評価することも可能となった。

なお平成26年度には、医学系研究科6人、保健学研究科1人が当該制度を利用し受験した。

また平成26年度後期から、全ての科目において、英文シラバスを作成したほか、各図書館には英語力を養う学習に資するため、英語多読教材を約22,000冊（中央：13,000冊、医学：4,000冊、理工学：5,000冊）配架している。

#### (3) 医理工連携によるグローバルフロンティアリーダー育成コース

【I-1-(1)-(i)-②-2】

国際社会において活躍できるトップリーダーを育成するため、医学部生と理工学部生を対象としたグローバルフロンティアリーダー育成コースを開設しており、外国人研究者と交流の機会を作る等国際コミュニケーション能力を育成するとともに、早期大学院進学に向けて、学部段階から先端研究に接する環境を整備している。

平成26年度にはあらたに28人（理工学部18人、医学部医学科4人、保健学科6人）が受講することになり、4人がサイエンスインカレにエントリーし、2人が発表する機会を得た。

また平成27年度からの実施に向け、教育学部及び社会情報学部の学生を対象としたコースの開設準備を行った。これにより全学で実施する体制が整った。

なお当該コースの前身のFLC受講者の3年生17名のうち2人が大学院（理工学府）へ早期進学し、4年生15人のうち、10人が大学院（うち9人が理工学府）へ進学することとなった。

#### (4) 大学院教育学研究科コース制導入に伴うカリキュラム改訂

【I-1-(1)-(ii)-③-1】

実践的な指導力を有する優れた高度専門職業人を育成するため、教科を横断する授業をより多く履修させるためのカリキュラム改訂を行った。

平成27年度には、これをさらに充実させるため、より柔軟な組織体制のもとで教員養成を行えるよう、10教科に対応した「専修」を廃止し、「コース」制（「文化・社会」「自然・情報」「芸術・表現」「生活・体育」の4コース）を導入することを決定した。

コース制導入に加え、現行の共通開設科目を見直し、隣接分野の学生との共同学習を通じて教科を俯瞰的に捉える視座を獲得できるよう「コース共通科目」を開設するとともに、学校現場と大学院との往還を通じて実践的指導力をいっそう高められるよう「教育実践インターンシップ」及び「教職実践研究」を新設することとした。

#### (5) 企業等との連携授業 【I-1-(1)-(i)-⑤-5】

社会情報学部では、専門教育における「キャリア教育科目」として、企業との連携授業を実施している。

「仕事の現場を知る」は、通常の授業では対応が困難な実践的な分野について、企業から講師派遣する等の協力を得て開設している授業で、これらの科目は平成25年度から実施しており、受講生アンケートの結果95%（平成25年度も95%）の学生が「将来に役立つ」と回答があった。

**(6) 国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムの実施**

**【I-1-(1)-(ii)-①-2】**

医学系研究科において、核医学の先進国である我が国の強みと群馬大学の核医学の伝統を活かし、アジアにおける核医学の指導的人材を養成するプログラムを実施している。毎年5名の国費外国人留学生（博士3名、修士2名）の優先配置と、同人数の私費留学生を受け入れることを目標としており、平成26年度は9名（秋入学：国費留学生博士課程学生3名（ベトナム、モンゴル、インドネシア）、私費留学生博士課程学生3名（中国、ネパール、インドネシア）、国費留学生修士課程学生2名（中国、インドネシア）、私費留学生修士課程学生1名（インドネシア））の留学生を受け入れた。

また平成26年10月にはアジアにおける核医学発展のための指導的人材養成プログラムシンポジウムを開催し、本プログラム所属学生による研究成果発表等を行った。

**(7) 医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成**

**【I-1-(1)-(i)-⑤-3】**

基礎研究医の養成を目的に、平成24年度から開設している「卒前・卒後一貫MD-PhDコース」では、学部段階から研究志向を涵養するとともに、卒業後の臨床研修と大学院履修を無理なく同時に行えるよう、学部在学中に選抜試験（外国語、面接）を実施した上で、大学院講義・実習科目の受講を認めている。今年度においては、大学院入学試験と同水準の外国語試験を行った上で、9名を当該コースプレ履修生として認定し研究支援を行った。

また初期臨床研修中は奨学金を貸与（平成26年度は1名）し、学位取得後は特任助教（仮称）として基礎研究を継続する道を保障するなど、経済的な不安を払拭するよう制度の整備を図っている。

**(8) 在宅看護の人材育成～保健学研究・教育センターの充実～**

**【I-1-(1)-(i)-⑤-4】**

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になること（いわゆる2025年問題）から、今後予想される地域・在宅を見据えた看護が提供できる人材を育成する、文部科学省の地域包括支援ケアの人的資源を支える課題解決型高度人材養成プログラム事業に、「群馬一丸で育てる地域完結型看護リーダー」が採択されたのをうけ、保健学研究・教育センターの「高度専門職養成推進室」に、「在宅看護・医療推進検討委員会」を設置し、地域に密着し暮らしを見据えた実践的な看護を提供・教育でき、かつ医療施設と在宅・地域をつなぐ人材を養成するため、大学院のコース新設や履修証明プログラムの開発等を実施したほか、人材養成のカリキュラムの充実を図った。

平成26年度は主に、学部教育では、1年～4年次の積み上げ方式により、暮らしを見据えた在宅マインドの視点を置いた教育プログラムへと強化した。具体的には、全ての看護専門科目を見直し、在宅の視点での教科内容を強化し履修の手引等に反映させた。

また「地域完結型看護実践指導者養成プログラム（履修証明プログラム）」開設に向けて教育プログラム内容の検討を行い、特に履修生が現職の看護職員であることを最大限考慮した（オフキャンパス・セルフラーニング、e-ラーニング、夜間・土日開講等）教育プログラム内容とした。

**2. 研究**

**(1) 未来先端研究機構の取組**

**【I-2-(2)-①-2】**

【詳細は14頁「Ⅲ. 戦略的・意欲的な計画の取組状況（未来先端研究機構の取組）」に記載】

**(2) テニュアトラック普及・定着事業の推進**

**【I-2-(1)-①-2】**

採用された若手研究者が、審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付の雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる当該事業において、採用者へのスタートアップ資金（400～600万円／1人）の配分など、在籍するテニュアトラック教員の研究環境の整備を継続するとともに、あらたにテニュアトラック教員5名を採用したほか、テニュア審査を実施し、1人の若手研究員がテニュアを獲得する等当該事業の定着を図った。

なお平成26年度文部科学省が認定した中間評価において「独自の制度設計を基礎にテニュアトラック制度の普及・定着に積極的に取り組んでおり、理系部局から始まり、教育学部、保健学研究科、社会情報学部等でも展開が始まった等」機関としてA評価を得た。

**(3) イノベーション創出の取組** **【I-2-(1)-②-3】**

理工学府においては、既存技術にイノベーションをもたらし、国際競争力を有する新産業を創出することにより社会貢献を果たすとともに、その担い手となる人材を育成することを目的に、平成24年度から群馬大学ブレイクスルーテクノロジー研究会を主催している。

当該研究会においては、「中小ものづくり高度化法」の認定を取得した研究計画で、特に中小企業・小規模事業者が大学等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組として経済産業省が支援している「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）」に採択される等地元企業との共同研究を推進した。

**(4) 元素科学国際教育研究センターの立ち上げ** **【I-2-(1)-①-2】**

炭素・ケイ素などの元素科学に立脚し、低炭素社会実現に向けた基礎及び応用研究を展開するとともに、学術の高度化・グローバル化を推進するため、平成27年度に元素科学国際教育研究センターの設置を決定した。

今後当該センターを中心に分野融合型学際研究の推進等を図る。

**(5) 重粒子線治療研究の推進** **【I-2-(1)-①-2】**

【詳細は13頁「Ⅲ. 戦略的・意欲的な計画の取組（重粒子線治療研究の推進）」に記載】

**(6) 国際的に卓越した教育研究拠点機能の充実**  
**ー医理工生命医科学融合医療イノベーションー** **【I-2-(1)-①-1】**

生命医科学と理工学が融合した国際的研究・教育拠点を構築し、従来の枠を超える画期的な医療技術、医薬機器及び医薬品の開発を推進するため、群馬大学国際メディカルイノベーションラボラトリーを設置した。

また医療ニーズ立脚型の研究課題を学内から公募して35題を採択し、研究費（20～160万円／1件）を配分した。

**3. 社会貢献**

**(1) 多職種連携教育のグローバルな展開活動** **【I-3-(1)-①-1】**

平成25年度に世界保健機関(WHO)から、「WHO Collaborating Centre」として指定を受け設置した多職種連携教育研究研修センターおよびその活動をサポートする多職種連携教育推進室を中心に、多職種連携教育の研究・研修活動を行っている。

平成26年度においては、海外の教育者、保健行政者（韓国、インドネシア、モンゴル、トルコから6人）を対象とした研修会（多職種連携教育育成トレーニングコース）を開催した。

またWHO本部（ジュネーブ）を訪問し、共同研究や本学との連携活動の強化をについて討議した。

**(2) ハンセン病ガイド養成・バスツアー** **【I-3-(1)-①-1】**

ハンセン病への過酷な差別と偏見の歴史を知り後世に伝える証言者が高齢化にともない年々減り「語り部」の育成が急務であることから、社会情報学部において、県内の療養所を視察しハンセン病を学ぶバスツアーを企画するとともに、当該バスツアーのガイド養成のための市民講座を開設した。

受講者は、学生や公務員、元教諭、主婦など職種も年齢層も幅広く、講座（3回）のすべてを受講した人は、バスツアーなどでガイドを務めている。

**(3) 「創発的地域づくりによる脱温暖化」プロジェクト**  
**～低炭素社会へ桐生で実証実験（JST採択）～** **【I-3-(1)-②-1】**

理工学部においては、脱温暖化プロジェクトの成果を整理・検証し、地方自治体が利用しやすいようデータベース化する取組として、平成26年度から脱温暖化を推進する環境教育、消費行動の低炭素型の実証に取り組みエコショッピング、蓄電型交通の普及を目指した実証実験を桐生市と協働で行った。

具体的には自治体向け研修会の開催（参加者約120人）や低速電動バスを使った観光や3次交通に向けた活用事例のデータベース化を行った。

**(4) 群馬産学官金連携の推進** **【I-3-(1)-②-1】**

群馬県内の産学官連携の推進、知的財産と産業の融合、地域の活性化に寄与することを目的として、第10回群馬産学官連携推進会議を開催した。

またこれまでの産学官連携に金融機関を加え連携をより発展させるとともに、地域社会の発展に貢献することを目的として、「産学連携協定締結金融機関等意見交換会」を開催した。

さらに群馬県等と連携して、企業のニーズと本学のシーズの調整を図るコーディネータ会議の開催を2回行い、地域企業との共同研究を推進し今年度企業との共同研究数は51件に至った。



**(5) 地域に根付いた取組** **【I-3-(1)-①-1~3】**

本学では、地域貢献事業として様々な取組を継続的に行っており、日本経済新聞社産業経済研究所が毎年度実施している「全国大学の地域貢献度調査（2014年度：747大学対象526大学回答）」のランキングにおいて、本学は、全国総合2位を獲得した。この調査は、大学が研究成果や人材をどれだけ地域振興に役立てているかを探るもの。

なお地域の国際化にいかに関与しているかを探る「グローバル」分野では、全国1位となった。

**【子ども体験教室「ちびっこ大学」】**

子どもたちが体験的学習を通じて、五感で学問の面白さ、奥深さを実感してもらい、将来の日本、世界を担う人材の若い芽を育むことを目的として実施している。これまでの10回の開催で参加者は延べ6万人を突破した。

**【「多文化共生推進士」事業】**

社会的・文化的に多様な住民を抱える群馬県において「多文化共生」をキーワードに地域活性化に取り組む人材を育成するため、群馬県と連携して履修プログラムを実施しており、プログラム修了者は、群馬県知事から多文化共生推進士として認定され、平成26年度末現在10人が認定されている。

なお当該推進士は、在日外国人求職者の職業転換支援の研究や防犯対策のアドバイス等それぞれの分野で活躍している。

**【デジタルを活かすアナログナレッジ養成拠点プログラム】**

本学とNPO法人北関東産官学研究会が連携して地域産業の振興に協力するため、企業の設計者・技術者を対象として講習を実施している。

当該プログラムでは、業種によらず求められる基盤的なアナログナレッジや課題解決に結びつく先端的アナログナレッジの修得のための研究会等を実施し、平成26年度には24社、281人の参加があった。

なお平成19年度から群馬県の委託により実施しており、平成26年度末までに延べ2,608人の参加があった。

**4. 国際交流**

**(1) 国際化推進基本計画に基づく取組** **【I-3-(2)-①-3】**

本学における教育研究の更なる国際化を推進するため、平成25年度に策定した「国際化推進基本計画」に基づき、平成26年度においては、シラバスの英語化や英文ウェブページの作成、英語版大学案内動画（受験生向け）の公開したほか、英語授業の少人数クラス化を推進するため国際教育・研究センターに新たに外国人教員1名を採用した。

**(2) 海外研修プログラムの実施** **【I-3-(2)-②】**

大学間協定の締結校を中心に本学学生の海外派遣のため、以下のプログラムを実施した。

**【異文化理解プログラム】**

平成25年度から実施している協定校の短期研修プログラム（6プログラム）を教養教育科目「総合科目群」の「海外短期研修」（1単位）として認定している。平成26年度においては、泰日工業大学（タイ）短期研修プログラム1人を実施した。

**【英語研修プログラム】**

平成26年度には、米国のサンディエゴ州立大学のプログラム及びオーストラリアのウーロンゴン大学のプログラムを夏期（8月～9月）と春期（2月～3月）に実施した。サンディエゴ州立大学のプログラムには4人、ウーロンゴン大学のプログラムには夏期2人・春期1人の学生が参加した。

また全てのプログラムについて、外国語教養科目群の「選択英語」（2単位）として単位認定している。

**(3) 学生海外派遣支援事業海外派遣奨励金** **【I-3-(2)-②】**

本学に在籍する学部学生・大学院生の協定校への交換留学、本学が実施する語学研修プログラム等への参加を対象に、経済的支援として奨励金を支給した。

- ・英語研修プログラム（8万円×4人／7万円×3人）
  - サンディエゴ州立大学（アメリカ）（27.2～3月）：
    - 学部学生4人（教育1、社情1、理工2）
  - ウーロンゴン大学（オーストラリア）（26.8～9月/27.2～3月）：
    - 学部学生3人（工学2、教育1）
- ・姉妹校との学生交換交流事業による医学生の双方向臨床実習プログラム（7万円×1人）
  - パジャジャラン大学（インドネシア）（27.1～2月）：
    - 学部学生1人（医学1）
- ・異文化理解研修プログラム（7万円×1人）
  - 泰日工業大学（タイ）（27.3月）：
    - 大学院学生1人（理工前期1）
- ・GFLマッコーリー大学短期留学プログラム（3万円×24人）
  - マッコーリー大学（オーストラリア）（26.9月）：
    - 学部学生24人（医学4、保健1、理工17、工学2）
- ・持続可能な環境とエネルギーの創生をテーマとする学生交流のための海外派遣（7万円×1人）
  - マレーシア国立大学（26.11～12月）：
    - 大学院生1人（理工前期1）

・和式ものづくりグローバル人材育成のための学生の海外派遣プログラム(7万円×9人)

モンクット王工科大学トンブリ校(タイ)  
(26.8~9月/27.2~3月):学部学生9人(工2、理工7)

・海外インターンシッププログラム

(7万円×2人/6万円×5人)  
バンドン日本人学校(インドネシア)  
(26.9月):学部学生1人(教育1)  
大学院生1人(教育1)

台北日本人学校(台湾)(26.9月/27.1~2月)  
:学部学生4人(教育4)  
大学院生1人(教育1)

**(4) 研究者の交流促進** 【I-3-(2)-②】

グローバル人材育成のための体制の整備、優秀な留学生の獲得と本学学生の海外派遣の促進等を目的に、教職員の海外派遣及び外国人研究者等の招へい等を実施した。

(教職員の派遣)

ミズーリ州立大学・モアヘッド州立大学(アメリカ)、フィレンツェ大学(イタリア)、リュブリャーナ大学(スロベニア)、東海大学・台北教育大学・世新大学(台湾)、サバナ大学(コロンビア)、モンゴル国立医科学大学、ワシントン大学(アメリカ)、マッコーリー大学(オーストラリア)、ルイジアナ州立大学(アメリカ)、マレーシア国立大学、モンクット王工科大学トンブリ校(タイ)、海南大学(中国)へ教職員 17名派遣

(外国人研究者の招へい)

モンゴル国立医科学大学及びマラヤ大学(マレーシア)から外国人研究者を各1名招へいした。

また国際教育・研究センターでは、平成26年4月1日から半年間、協定校である海南大学(中国)から教員1名を受け入れた。

**(5) 理工学部における国際交流の取組** 【I-3-(2)-①-1】

理工学部においては、キャンパスに多く在籍する留学生を人的リソースとして有効に活用し、キャンパスの日常的な国際化を図ることにより、海外留学促進、グローバル人材の育成の向上を目指すことを目的に、日本人学生と留学生のスタッフを配置し、学生同士が気軽に交流、相談ができる環境を整えるため、インターナショナルラウンジを開設した。

また26年度後期には、日本人学生と留学生との交流と同時に自律的な語学学習を促進するための語学学習イベント「コトノハ」を実施した。

さらに授業期間中の月に1回程度、理工学図書館のラーニングコモンズにおいて「留学生と日本人学生のための国際交流会」を実施し、外国人留学生や海外留学経験学生の発表および参加者間での自由な意見交換を行っている。

**〔附属病院〕**

**1. 教育・研究面**

**(1) トランスレーショナルリサーチセンターの運営** 【I-3-(3)-⑤-1】

学内における医療シーズの同定研究の推進、学内及び学外の連携機関との連携並びに産学連携支援ネットワークの構築、人材の育成、臨床情報データベースの構築業務など、トランスレーショナルリサーチを推進・支援している。

また臨床開発研究のための専門的外来として設置された先端医療科において平成26年1月から臨床試験を開始しており、その一部に関連して申請中であった「イリノテカンの感受性判定方法及びその利用」についての国際特許が中国で登録されるなど、医療実用化に向けての基盤の構築も進んだ。

## 2. 診療面

### (1) 医療安全への取組

【I-3-(3)-①-1】

腹腔鏡下肝切除術等に係る医療事故を踏まえ、全病院体制で以下の取組を行うとともに、信頼の回復を最優先に、事故内容の調査・検証と実効ある医療安全管理体制の構築を行っている。

#### 【診療体制の見直し】

ナンバー外科診療体制を廃止し、外科診療センターに統合させ、病院長指名によるセンター長を配置し、その統括下の臓器別外科診療科に再編成することとした。各診療科には科長を配置し、各診療科長の責任のもと医療の質や安全体制を向上させる。また同時にナンバー内科診療体制についても、内科診療センターに統合させ、病院長指名によるセンター長を配置し、臓器別内科診療科に再編成して各診療科に科長を配置することとした。

全ての臓器別診療科は、専門性に偏ることなく、適正・安全な医療を実現するため、症例検討会、死亡症例検討会、フォローアップなどを定めた共通の業務・連携マニュアルによって運営する。また医療技術とともに医療倫理、情報管理等、適正な医療の展開に不可欠な教育を徹底して行うこととした。

#### 【医療事故防止のための安全管理体制の強化】

平成26年12月には、医療事故防止のための安全管理体制を確保し、医療事故防止対策等について提言を行うとともに、医療事故発生時等に即時に対応できる体制を整えることを目的に「医療安全管理部」を「医療の質・安全管理部」に改組し、具体的方策として、報告対象を明確化するためのバリエーション報告内容の改定、集中治療部、手術部、看護部と医療の質・安全管理部の連携強化や直接の報告による問題事例を洩れなく把握する体制を強化した。

またハイリスクな手術等の事前審議体制、死亡症例検証委員会と連携して問題となる死亡症例を把握する体制を構築した。

さらに平成27年4月より欠員であった医師のゼネラルリスクマネージャーを配置し、人的体制についても強化を図る。

なおインフォームドコンセントの質向上のため、説明同意文書に記載すべき内容を明確化するとともに書式を統一し、審査、承認を行う体制を整えた。

#### 【死亡症例検証委員会による迅速な安全対策】

全ての死亡退院症例を専門的に検証し、病院として早急に行うべき改善策を直接病院長と病院コンプライアンス推進室長に提案する体制を整備し、医療安全上の対策が滞りなく実行されるようにした。

#### 【倫理審査・教育体制の整備】

新規もしくは高難度の医療行為導入時における倫理審査体制整備のため、各種倫理審査委員会の規程を見直し、審議対象を明確に規定するとともに、申請フローチャートを作成し、届け出すべき委員会とその手続きを明確化した。承認した医療行為の実施結果の報告を徹底し、検証体制を確保した。

また保険診療の理解と適正化を図るため、保険診療管理センターを設置し、適切な保険診療を管理する体制を構築した。

さらに医療安全、保険診療、臨床研究、医療倫理、情報管理等に関する法令、規約、指針等を全職員が遵守するよう、コンプライアンス推進計画の立案、教育・研修の企画と管理を行う病院コンプライアンス推進室の設置を決定した。

#### 【インシデント情報の共有とアクシデントの予防】

医療の質・安全管理システム「SafeMaster」を活用し、インシデント情報の共有化を図っている。個々の事例は医療事故防止専門委員会でも事故要因分析を行い、リスクマネージャー会議での報告、安全情報などを通じ重要度に応じて病院職員に周知している。

なお問題事例の早期かつ漏れのない把握のため、平成26年度からインシデント報告中のバリエーション報告に該当する事例に具体的な内容を追加し、改定したインシデント情報がすべての職員に浸透するように、注意事項等を記載した名札サイズのカードを配布し携行させるとともに、問題事例に関わることが多い部署と医療の質・安全管理部との連携を強めるなど、報告体制を強化した。また看護師が各カンファレンスに積極的に参加し、問題事例は直接報告するなど確実に収集する体制としており、同一部署で類似のインシデントが頻繁に発生している場合は、医療の質・安全管理部が当該部署に改善計画作成を依頼し、後日改善状況の検証を行いアクシデントの発生を予防する取り組みを行っている。

#### 【医療安全研修】

医療安全に対応できる人材育成のため、院内研修の実施、院外研修等へ参加し、知識・技術の向上を図った。

- ・院内研修 4回実施（延べ3,106人参加）
- ・院外研修 10回参加（延べ18人参加）
- ・新規採用者対象医療安全職員研修 3回（延べ272人参加）
- ・委託職員研修 1回実施（114人参加）

### (2) 手術ロボット（ダヴィンチ）導入

【I-3-(3)-①-3】

米国製の手術支援ロボット「ダヴィンチ」を県内で初めて導入し、6月から前立腺がんの摘出手術を実施し、活用を始めた。



3. 運営面

(1) エボラ出血熱対策

【I-3-(3)-①-2】

第一種感染症指定医療機関として県内で唯一エボラ出血熱患者の受け入れが可能な本院は、エボラ出血熱の疑いのある患者の発生に備え、県と県警、医療機関等の合同訓練(12/19)を行った。

具体的には、感染者の移送や通報の流れを確認し、使用する車両やスタッフの配置など感染者受入手順を徹底した。

〔附属学校〕

教育学部及び教育学研究科との共同研究を組織的に展開し、その成果を附属学校での教育に活用した。また、地域の教育のモデル校として関係教育機関と連携し、地域の教育活動の活性化に貢献するなど、次のような取組みを行った。

(1) 教育学部の群馬県教育委員会との共同研究 【I-3-(4)-②-1】

群馬県教育委員会と連携して平成24年度に作成した、各教科で伸ばしたい資質・能力や、指導の基本等を示した冊子「はばたく群馬の指導プラン」の活用に関する共同研究を実施している。同指導プランの活用による授業改善の研究に取り組むとともに、その成果を群馬大学と群馬県教育委員会による実践交流会「ぐんまの教師力を高める」で発表した。また今年度は連携事業の報告として、『活用する力を伸ばす「評価資料集」』を作成した。

(2) 子ども総合サポートセンターの取組 【I-3-(4)-③】

不登校・発達障害・家庭環境の乱れ等の問題を抱え教育の現場で適応が難しくなっている子どもたちに対して、総合的なサポートを行うことを目的として設置している子ども総合サポートセンターにおいては、地域の学校に対する支援を以下のとおり行った。

- ・公開講座（4日間）、事例検討型ワークショップ（3日間）計7回の研修会（のべ157名参加）
- ・個別・グループ・集団指導：小学生8名、中学生4名が通所し（4～5月）、事前面談の実施後、15回指導及び支援
- ・保護者や担任を対象とした研修会（2回）（のべ54名参加）
- ・就学前の幼児と保護者を対象とした養育相談（3ケース）（のべ9回）
- ・学びのユニバーサルデザインに関する研修に参加し、先進地視察及び授業設計を行い、LD学会にて自主シンポジウムに登壇し話題提供を行った。
- ・附属小学校での公開研修会に向け、体育科・英語活動の授業をユニバーサルデザインに基づき実施した。

〔生体調節研究所〕

生体調節研究所では、大学附置研究所として、内分泌・代謝系を中心とした研究を活発に行い、かつ、本学医学系研究科と連携した大学院教育や、各種公開講座、地元中高生へのセミナーを行った。研究所の主な取組みや成果は以下のとおり。

(1) 網膜タンパク蓄積の遺伝病治療法に繋がる発見  
（変異ロドプシンが小胞体に蓄積するメカニズムを解析）

【I-2-(1)-①-1】

網膜色素変性症の原因タンパク質の1つである変異ロドプシンは小胞体に蓄積することにより、細胞死を誘導することが知られている。本研究ではこの小胞体蓄積にゴルジ体タンパク質Rer1が関与することを発見した(Yamasaki et al., Scientific Reports, 2014, 4:5973)。

(2) 神経性難病（CMT病）にかかる仕組みの一端を解明

【I-2-(1)-①-1】

神経難病であるシャルコー・マリー・トゥース(CMT)病は下腿と足の筋萎縮および感覚障害を特徴とする遺伝性の神経難病で、この原因の1つとして遺伝子変異によって生じた変異PMP22という膜タンパク質が小胞体に蓄積することが知られている。この小胞体蓄積に働く因子としてカルネキシンとRer1タンパク質を発見した。またこれら2つの因子を機能低下させると、変異PMP22の小胞体蓄積が劇的に緩和されることを明らかにした。本研究は、CMT病のみならず異常タンパク質が小胞体に蓄積する様々な疾患の原因解明および治療薬の開発にも役立つと期待される「Hara et al , Scientific Reports , 2014, 11:4:6992」。

(3) がん「進化」関与の酵素解明

【I-2-(1)-①-1】

がん細胞が治療薬への抵抗性や悪性度を強める「進化」の仕組みに特定の酵素が関わっていることを学習院大学理学部のグループとの共同研究で解明し、米国雑誌「Molecular and Cellular Biology vol. 35 (No. 4) 699-715PP, 2015」に掲載された。

細胞が分裂してDNAが複製される際に、過剰に複製（再複製）され、壊れたり再編成されたりすることでがん化し、治療薬への耐性などを獲得することが知られていた。本研究では、「Yファミリー・ポリメラーゼ」という酵素のグループが再複製に大きく関与していることを突き止めた。将来、この酵素の除去で再複製にブレーキをかけて耐性の獲得を防ぎ、抗がん剤の効果を高めることが期待できる。

**【共同利用・共同研究拠点】**

**内分泌・代謝学共同研究拠点 【I-2-(1)-①-3】**

本研究所は平成22年度に共同利用・共同研究拠点（拠点名：内分泌・代謝学共同研究拠点）に認定され、国内外の内分泌研究者に研究ツールを供給し、共同研究を推進している。平成26年度においては、重点課題枠として、糖尿病・肥満研究、若手・女性研究者、外国研究者の枠を設け、総計36件の研究課題を採択し、研究を実施した。

平成26年11月には内分泌・代謝学共同研究拠点国際シンポジウム「Homeostasis through development, life, and diseasesシンポジウム」を開催した。

また九州大学、東京医科歯科大学、神戸大学、徳島大学、群馬大学の他学部などと共同研究を行い、糖尿病、内分泌、肥満に関する研究を行った。その成果の一部はDiabetologia 57:819-831(2014)、Obesity 10:2115-2119(2014)、Endocrinology 155:3459-3472(2014)などの糖尿病・内分泌・代謝学関連の主要雑誌に論文発表をした。

**II. 業務運営・財務内容等の状況**

**1. 組織運営の改善に関する取組**

**(1) 教員組織の一元化及びガバナンス機能の強化 【II-1-①-1】**

【詳細は15頁「IV. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組状況」（1. ガバナンス機能の強化）に記載】

**(2) 教員年俸制の適用拡充 【II-1-①-2】**

【詳細は15頁「IV. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組状況」（2. 教員の年俸制適用の拡充）に記載】

**(3) 教員の任期制 【II-1-①-2】**

【詳細は15頁「IV. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」（3. 教員の任期制）に記載】

**(4) 男女共同参画の推進 【II-1-①-2】**

育児や介護等のライフイベントと、教育・研究やその他の業務との両立を支援するため、学長のリーダーシップのもと、男女共同参画推進室を設置しており、各学部等と連携を図るため、各キャンパスに、相談や情報提供、託児などを行うスペースを設け、専任のコーディネーターや担当職員を配置するなど、学内環境の整備を行った。

また各キャンパスに女性教職員等が気軽に交流できるスペース「まゆだま広場」を開設し、教職員のワーク・ライフ・バランス向上のための交流と情報発信の場を構築した。

出産や育児、介護等のライフイベントと仕事の両立に向けた相談を各キャンパスごとに定期的に行うため、両立支援アドバイザーを派遣している。育児休業前後の教職員を含め、平成26年度はのべ101人の相談に対応した。

さらに教職員のワーク・ライフ・バランスの向上、業務の効率化を図るために、6月には「ワーク・ライフ・バランス講座」を外部講師を招き開催した。また講演記録DVDを利用して、DVD上映会も3キャンパスで実施し、のべ97名が本講座を視聴した。

**2. 経費の抑制に関する取組**

**(1) 人件費の削減 【III-2-(1)】**

継続した人件費の抑制を実施するため、教職員定員削減計画（平成23年度から平成27年度）に基づき、26年度は7人削減した。（▲42,167千円）

**(2) 光熱水量の削減 【III-2-(2)】**

団地別・学部等別の毎月の使用量などを役員会等に報告するとともに、ウェブサイト公表することにより、学部等ごとの負担額を明確にし、エネルギーの効率的な使用を図った。

また電力については、平成22年度数値を基準に策定した本学独自の削減計画（削減率：荒牧団地▲12%、昭和団地▲7%、桐生団地▲6%）を実施した。昭和団地においては、倉庫を教育・研究用として利用を開始した影響で計画より低い削減率となったが、全体としては目標を達成した。（達成削減率：荒牧団地▲16.8%、昭和団地▲1.9%、桐生団地▲7.6%）

なおこの削減計画を実施したことにより、約29,352千円の経費を抑制した。

**(3) 附属病院の取組 【III-2-(2)】**

民間コンサルタント会社と医用材料等についての契約支援業務及び関連コンサルタント業務の委託契約などにより、約1.4億円を削減した。

3. 外部研究資金等の自己収入の増加に関する取組

(1) 外部研究資金等の情報提供 **【III-1-①-2】**

科研費の公募開始前から応募書類の早期作成・自己点検を促すとともに、科研費採択経験者等による査読制度を実施し、16人が学内外の採択経験者等による査読を受けた。

公募開始後、学内で科研費公募説明会を3地区で開催（「群馬大学における不正防止活動説明会及び平成27年度科学研究費助成事業公募説明会」9/25 昭和キャンパス、9/29 桐生キャンパス、9/30 荒牧キャンパス 合計767人参加）し、応募上の注意事項の説明及び審査委員経験者や採択経験者から応募の参考となるためのアドバイスをを行った。

応募にあたり事前チェック用の窓口を3地区に開設し応募書類の事務的なチェックを行うなどの支援を行った。

これらの取組により、科研費については申請件数1,031件（前年比28件増）、採択件数453件（前年と同数）となった。

また学内専用の研究支援情報サイトにて、最新の各種研究助成公募情報を掲載しているほか、月2回研究者向けにメール配信して情報提供を行っている。

(2) 産業界とのニーズマッチング **【III-1-①-3】**

共同研究の推進等、産学連携を積極的に進めることを目的に、群馬産学官金連携推進会議の実施（7/7）、首都圏北部4大学連合（4u）の各種事業（新技術説明会・キャラバン隊）の実施並びに地方自治体等が主催する次の事業に参加し、本学の研究シーズについて、積極的に情報発信を行うとともに、産業界のニーズとのマッチングを行った。

1. J S T等主催事業 イノベーションジャパン（9/11～12）
2. 群馬県主催事業 ものづくり技術展示商談会（2/3～4）
3. 前橋市主催事業 産学官金連帯フェスタ（11/10）
4. 東和銀行主催事業 ビジネス交流会（11/5）
5. 桐生信用金庫主催事業 きりしんビジネスマッチングフェア（10/17）

4. 情報公開や情報発信等の推進に関する取組 **【IV-2】**

「大学広報推進室」を中心に、教育・研究・社会貢献等にかかる大学の状況を積極的に公開した。主な取組みについては、次のとおりである。

- ① ウェブサイトを活用し、「大学教育情報」等について積極的に情報発信するとともに、メインコンテンツへのアクセスの利便性を高めることや不具合のあるコンテンツを適正化するSEO施策（Search Engine Optimization）など適宜点検・改修を行った。なお大学公式ウェブサイトへのアクセスユーザー数が年間64万人（対前年度比12万8千人増）となった。
- ② 地域に住む外国人や海外へ向けた情報の発信を目的として、附属病院の英語版ウェブサイトの作成に着手した。
- ③ 発行紙をデジタルパンフレット化し、ホームページ上でも閲覧し易い環境を整えるなど、大学の特色や最新の取り組み事業などの情報について、学内外に積極的に発信した。
- ④ 受験生向けにLINEやTwitterに公式アカウントを設け入試に関わる情報を発信した。あわせてYou Tubeに本学の公式チャンネルを設け大学案内を日本語版及び英語版で公開した。

5. 施設設備の整備・活用等に関する取組

(1) 施設の整備 **【V-1-①】**

施設整備推進戦略に基づき、（上沖）附属中学校改修工事に着手した。

また現有施設の利用状況を把握し全学的視点に立った施設・維持管理を目的として施設の利用実態調査を行った。

(2) 施設・設備の有効活用 **【V-1-①】**

設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備の整備を行った。また学内専用ウェブサイトには保有設備を掲載し、設備の学内共有化を促進し有効活用を行うこととしている。

6. 安全管理に関する取組

(1) 教職員向け危機管理セミナー **【V-2-①】**

危機管理セミナーの一環として位置付けられた情報セキュリティ講習会を地区ごとに実施し、情報セキュリティインシデントを未然に防止するための方策及び万一インシデントが発生した場合の対処等について講習を行い、情報セキュリティ意識の向上を図った。

・出席者人数：計369名

【内訳】

- 荒牧地区（平成26年9月12日開催） 81名
- 昭和地区（平成26年9月29日開催） 71名
- 桐生地区（平成26年9月16日開催） 169名
- 若宮地区（平成26年10月27日開催） 48名



**(2) 学生の安全確保に関する支援** 【V-2-①】

新入生対象のオリエンテーションを4月と10月に開催した。特に留学生に対しては、危機に対する心構え、具体的な対応方法、予防のための意識教育等を目的に「危機管理オリエンテーション」を行った。なお実施に際しては、留学生が理解しやすいように、日本語及び英語で作成したパワーポイント形式の危機管理に関する資料を使用した。

また登録制による留学生のメーリングリストを作成しており、危機発生時の情報提供も本リストにより配信することとしている。オリエンテーション等で登録を呼びかけた結果登録者は175名（留学生数250名）となった。

学生の海外派遣に係る危機管理については、群馬大学危機管理マニュアルに沿って出発までに2回オリエンテーションを開催し、外務省DVD及び外務省海外安全ウェブサイトを活用し、派遣国の事情と緊急時の対応について、派遣学生に周知している。26年度は、「学生のための海外渡航安全ガイドブック」を作成し、オリエンテーションで渡航学生に配布するとともに、国際教育・研究センターのウェブサイトに掲載し、海外渡航時の危険とその予防等について更に周知・徹底を行っている。

**(3) 入学試験に係る危機管理** 【V-3】

入試問題の作成、保管や入学試験実施に関する留意事項等入学試験に関わる危機を未然に防止するため、「群馬大学入学試験に係る危機管理対応マニュアル」を整備し、入学試験業務に万全を期した。

**7. 法令遵守に関する取組** 【V-3】

**(1) 業務の適正を確保するための取組**

業務を適正に遂行し、各種法令や規則等への適合を確保するため、監査計画を策定し、業務全般に渡る学内監査を定期的実施している。

また研究活動等における不正防止対策のほか、医療事故防止のための安全管理体制を確保する等の取組を行った。

【詳細は9頁「全体的な状況」〔附属病院〕2. 診療面(1)医療安全への取組及び35頁「課題として指摘された事項に対する取組」に記載】

**Ⅲ. 戦略的・意欲的な計画の取組状況**

①放射線腫瘍学研究と放射線治療に関する多くの蓄積と重粒子線照射施設・装置を有する唯一の国立大学である特色を活かし、重粒子線臨床研究を推進するとともに、この分野をけん引する優れたグローバルリーダーを養成するプログラムの実施や先進医療を推進している。

**1. 重粒子線治療研究の推進** 【I-2-(1)-①-2】

重粒子線によるがん治療の臨床研究を推進し、その基盤となる物理学的研究ならびに生物学的研究を行った。主な研究内容については、次のとおりである。

- ①重イオンマイクロサージェリーに対する適応症例に対して治療条件の検討を行った。また、同治療に必須の微小重イオンビームの位置決め並びに線量測定のための測定器を開発するとともに、微小病変に照射するための小照射野を形成した。
- ② 新しいガンマ線トモグラフィ装置CdTeコンプトンカメラの開発研究では、人体用のコンプトンカメラ試験器により、2人のボランティアの人体コンプトン画像取得にも成功した。なお核種はTc-99mとF-18FDGであり、同時画像の取得に成功した。
- ③ 臨床に用いられる低エネルギー放射RIのTc-99mからポジトロンの高エネルギー領域まで、臨床レベルでの画質が採取できることを実証した。

**2. グローバルリーダーの養成** 【I-1-(1)-(ii)-②-3】

重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラムを次のとおり実施した。

- ① 大学院医学系研究科医科学専攻博士課程に設置した「重粒子線医工連携コース」に、4月入学6名のほか、本事業開始以来初めての10月入学3名（留学生）を受け入れた。これにより平成26年度におけるコース履修生は、合計21名となった。
- ② 奨励金（1人あたり月額15万円）を、7名（D1:3名、D2:2名、D3:2名）に支給した。またL-PhD自立研究費を、研究計画書のほか、英語でのプレゼンによる評価を行い、16名（D1:6名、D2:5名、D3:5名）に配分した（申請額及び評価により100万～21.3万円）。
- ③ 教育研究環境向上のため、学生が細胞の蛍光画像を取得しさらに分取して解析を行うための、細胞観察分取システム及び蛍光観察装置などを整備した。
- ④ 平成26年1月に開催した学生研究教育セミナーの評価報告書を英語併記で作成し、学生の評価及びフォローアップを図った。
- ⑤ 11月に、アドバイザーボード等の外部研究者を招へいした。研究発表討論セミナーを開催し、博士課程3年次の履修生の研究発表に対して、助言・指導及び評価を頂いたほか、特別講演及び外部評価委員会を開き、意見交換を行った。

- ⑥ 1月に、日本学術振興会による、当該プログラムの中間評価審査が行われ、「S A B C D」の5段階評価のうち、「A」の総合評価を受けた。
- ⑦ 本学の重粒子線治療の研究を世界に向けて積極的に発信し、優秀な研究者を獲得するため、3月にチリにおいて、海外出前シンポジウムを開催した。

### 3. 先進医療の推進

#### 【I-3-(3)-②】

重粒子線治療対象疾患は、前立腺、頭頸部（非扁平上皮癌）、肺癌、肝、直腸（術後再発）、骨軟部、リンパ節再発、小児がん、頭蓋底腫瘍、頭頸部（悪性黒色腫、化学療法併用）、頭頸部（骨軟部腫瘍、高線量投与）、去勢抵抗性前立腺癌、局所進行肺癌、局所進行子宮頸癌、膵臓癌、再照射、難治性悪性腫瘍などそれぞれのプロトコルを準備し、薬物療法、手術、一般の放射線治療などを重粒子線治療と併用して、当院の特色である集学的治療を行った。

技術的には3次元積層照射法やパッチ照射法を行い、より有害事象軽減と大腫瘍への適応拡大を図った。

治療患者数は平成27年3月末までに延べ1,613名（平成26年度は496名）に達しており、年間450例の治療目標を達成した。

国内外の医療機関から重粒子線治療の研修を受入れたほか、重粒子線治療の国際トレーニングコースを放医研と共催し（12カ国、52名参加）、人材育成にも力を注いだ。

重粒子線治療が有効利用されるよう、学術的発表、専門部会、講演会、ホームページやパンフレット作成などにおいて、県内外の医療機関と連携を行った。

② 強みを有する統合腫瘍学や内分泌代謝学等の先端研究分野において、世界水準の研究力を強化するため、先端的な研究組織（未来先端研究イニシアティブ）を設置して、海外から優秀な外国人研究者を招へいし、国際共同研究を推進するとともに、機動的・戦略的な法人運営を行うため、教員を全学的に一元管理する「学術研究院」を設置する計画を定めており、平成25年度においては、「未来先端研究機構」の設置に向けた各種規程の整備や研究者を配置するための海外研究機関との調整等を行っている。

### 1. 未来先端研究機構の取組

#### 【II-1-①】

戦略的な法人運営を行うため、教員を全学的に一元管理する「学術研究院」を活用し、本学の強み（統合腫瘍学、内分泌代謝・シグナル学）を更に発展させる組織として、平成26年度に未来先端研究機構を設置した。

2つの部門に計6つのプログラムの運用を予定しており、各プログラムには、本学の研究者と、世界中から公募した研究者を置くほか、海外トップクラスの研究者を招へいし、ラボラトリーを設置のうえ、国際共同研究を実施する。当該プログラムは、5年程度で実績を評価のうえ、実績が認められなければ廃止、縮小するなど、高い研究水準を見える形で展開していく。

平成26年度においては、国際公募による研究者の採用（准教授2名、助教3名）を行う等、3プログラムを先行して開始した。また「統合腫瘍学研究部門」においては、米国ハーバード大学から1人の研究者を招へいし、国際共同研究を行っている。

このほか、2月に国際シンポジウムを開催し、国内外の研究者による講演が行われた。

また11月から当該機構を主に担当する教員に対して、年俸制を適用し、業務評価に応じて業績給を支給することとした。



**IV. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」  
を踏まえた取組状況**

**1. ガバナンス機能の強化** 【II-1-③-2】

学長の強いリーダーシップにより、教育、研究、社会貢献などの大学業務を柔軟かつ機動的に遂行するため、これまで学部、研究科等に所属していた教員を、全学組織である「学術研究院」を平成26年4月に設置し、教員組織の一元化を行った。

また役員会の下に、学長、理事及び学部等の長、学長が指名する執行役員により運営される「執行役員会議」を新たに設置した。当該会議は、これまで学部等の教授会で進めていた教員の選考を行うこととし、平成26年度は教員69名の採用や昇任等の選考を行った。

なお教育研究評議会や教授会の審議事項を見直すことにより、学長の下役員会を中心とした運営体制を明確化し、人的リソースの再配置、予算の配分、研究スペースの配分等、大学全体と各学部等がバランスの取れた戦略的な発展を目指すことを議論する場として機能している。

**2. 教員の年俸制適用の拡充** 【II-1-①-2】

教育・研究活動を活性化し優秀な人材を確保するため、業績評価に応じた弾力的な給与の運用を可能とする年俸制について、適用範囲の拡充を行った。

年俸制はこれまで、テニュアトラック普及・定着事業により雇用された一部の教員にのみ適用していたが、平成26年11月からは、未来先端研究機構を主担当とする教員に適用させたほか、学部等を主担当とする採用教員へも適用を拡充した。さらに任期の定めのない教授についても適用を拡充し、各年度当初に60歳に達している者を基本として、55歳に達し当該制度の適用を希望した者についても対象とすることとした。

この結果、平成27年4月1日には、123人（全教員（845人）中の14.6%）が年俸制適用教員となる。

**【年俸制の対象者（内訳）】**

- (1) 60歳以上の教授（全員）：50人
- (2) 55歳以上の教授で希望する者：8人
- (3) 新規採用の講師及び助教（一部の学部等を除く）：60人  
※生体調節研究所にあっては、全職位対象。
- (4) 未来先端研究機構を主担当する教員：5人

**3. 教員の任期制** 【II-1-①-2】

本学独自の取組として、平成25年4月以降に採用した全教員に対して5年の任期制を適用している。原則として5年間の任期付で採用し、その間の業績の評価により任期の定めのない職位に移行するもので、国際的に行われているテニュアトラック制と同様の国際標準ともいえる制度である。

当該制度による実績は、平成26年度末で304人となっており、全教員（840人）の36.2%となっている。

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標  
 組織運営の改善に関する目標

中期目標 ① 学長のリーダーシップの下、機動的な組織運営を図り、教育、研究、診療、社会貢献、国際交流等の各般にわたり、実施体制・方法等のあり方について、大学の基本的な目標を踏まえた不断の見直しを行いつつ、戦略的な学内資源配分を行う。  
 ② 教職員の評価を実施し、評価結果を適正に活用する。  
 ③ 学長及び役員会を中心とし、適切な人事管理を行う。

中期計画	年度計画	進捗状況	ウエイト
【1】 ① 学長のリーダーシップの下、教育、研究、診療、社会貢献、国際交流等の分野について重点とすべき内容を精選の上、教育研究組織等の見直しや整備等を含め、適切な学内資源の配分を行う。 特に、機動的・戦略的な法人運営を行うため、教員を全学的に一元管理する「学術研究院」を設置する。	【1】 ①-1 機動的・戦略的な法人運営を行うため、教員を全学的に一元管理する「学術研究院」を設置する。	III	
	【1】 ①-2 教育、研究、診療、社会貢献、国際交流等の分野について重点とすべき内容を精選の上、教育研究組織等の見直しを行う。	III	
【2】 ② 教職員の人事評価を定期的実施し、評価結果を給与等に反映させる。	【2】 ② 職員評価を実施するとともに、教職員に対する前年度の評価結果を給与等に反映させる。	III	
【3】 ③-1 運営費交付金、事業収入等に基づく、効率的な人員管理、人件費の運用を行うとともに競争的資金等を活用する。	【3】 ③-1 運営費交付金、事業収入等のほか、競争的資金等も活用し適切な人員管理、人件費の運用を行う。	III	
【3】 ③-2 多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に、適切な業績評価体制を整備し、	【3】 ③-2 未来先端研究機構の教員に対し、新たな給与制度（年俸制）を導入する。	IV	

年俸制を促進する。			
	ウェイト小計		

- I 業務運営・財務内容等の状況  
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標  
 ② 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	業務内容の改善を通じて効率的・合理的な業務運営を実現する。
------	-------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況	ウエイト
【4】 業務内容の簡素・合理化を進め、必要に応じ事務処理体制を見直しつつ、効率的な事務執行を行う。	【4】 業務内容の簡素・合理化を進めるなど、効率的な事務執行を行う。	III	
		ウエイト小計	
		ウエイト総計	

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

**I. 特記事項**

業務運営の改善及び効率化に関して、戦略的・効果的な資源配分、業務運営の効率化に向けて、機動的な組織運営を図り、教育、研究、診療、社会貢献等の各般にわたり、実施体制・方法等のあり方について検討を行い、次の取組を行った。

**組織運営の改善**

**1. ガバナンス機能の強化**

**【1】**

学長の強いリーダーシップにより、教育、研究、社会貢献などの大学業務を柔軟に遂行するため、これまで学部、研究科等に所属していた教員を、全学組織である「学術研究院」を平成26年4月に設置し、教員組織の一元化を行った。

また役員会の下に、学長、理事及び学部等の長、学長が指名する執行役員により運営される「執行役員会議」を新たに設置した。当該会議は、これまで学部等の教授会で行っていた教員の選考を行うこととし、平成26年度は教員69名の採用や昇任等の選考を行った。

なお教育研究評議会や教授会の審議事項を見直すことにより、学長の下役員会を中心とした運営体制を明確化し、人的リソースの再配置、予算の配分、研究スペースの配分等、大学全体と各学部等がバランスの取れた戦略的な発展を目指すことを議論する場として機能している。

**2. 男女共同参画の推進**

**【1】**

育児や介護等のライフイベントと、教育・研究やその他の業務との両立を支援するため、学長のリーダーシップのもと、男女共同参画推進室を設置しており、各学部等と連携を図るため、各キャンパスに、相談や情報提供、託児などを行うスペースを設け、専任のコーディネータや担当職員を配置するなど、学内環境の整備を行った。

また各キャンパスに女性教職員等が気軽に交流できるスペース「まゆだま広場」を開設し、教職員のワーク・ライフ・バランス向上のための交流と情報発信の場を構築した。

出産や育児、介護等のライフイベントと仕事の両立に向けた相談を各キャンパスごとに定期的に行うため、両立支援アドバイザーを派遣している。育児休業前後の教職員を含め、平成26年度はのべ101名の相談に対応した。

さらに教職員のワーク・ライフ・バランスの向上、業務の効率化を図るために、6月には「ワーク・ライフ・バランス講座」を外部講師を招き開催した。また、講演記録DVDを利用して、DVD上映会も3キャンパスで実施し、のべ97名が本講座を視聴した。

**3. 研究支援人材URAの育成**

**【1】**

平成26年度科学技術人材育成費補助事業「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」に採択された『地域特性を活用した「多能型」研究支援人材養成拠点』（実施機関 群馬大学、茨城大学、宇都宮大学）により、研究プロジェクトの企画立案から成果の創出までの全てに関与できる新たなタイプの職業人としての研究支援人材を育成するための教育プログラムを開発した。平成26年度は本学では1人を採用し、平成27年度から教育プログラムを受講させ、毎年、所属する大学における業績と職業能力の評価を受け、個々の能力伸長の方向性を明確化しながら、何処の大学でも活躍できるような力量の涵養を目指す。

なお教育プログラムは、次の6つを内容としており、継続的雇用やキャリアアップを図る仕組みについても構築する予定でいる。

- (1) 研究活動の把握能力の向上
- (2) 知財管理と契約
- (3) リスクマネジメント・コンプライアンス
- (4) ファンド申請と科学技術政策
- (5) 企業における研究開発活動
- (6) プロジェクト関係者間における調整能力

**4. 年俸制教員に対する業績給評価の導入** 【2】

平成26年度から導入した年俸制を適用した教員について、各年度ごとに業績評価を実施することとし、評価の結果は、当該年度の業績給に反映させることとした。なお業績評価は、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「管理・運営」の領域の項目から対象者が選択し、学部長等が評価した結果を学長が全学的な視点で精査し、最終評価を行うとともに、執行役員会議が業績評価結果について、必要な検証を行うこととしている。

**5. 適切な人員管理** 【3】

平成26年度からの学術研究院への移行に伴い、退職者・転出者の教員ポストについて、学部等からの改革計画の提出を求め、役員会で審査のうえ必要な人員配置を行うなど、すべて学長（役員会）の裁量とした。

この改革により、平成26年度は35人分のポストを学長（役員会）裁量ポストとした上でこれらを学部等に31人再配置した。

またポストのみならず人事（採用、昇任等の選考）も同時に改革を実施した。

具体的には各学部等で実質決定していたものを各学部等教授会は業績審査を行い、学長の指名した者により構成される執行役員会議が最終選考を行う仕組みを導入したほか、個別の人事は教育研究評議会の審議事項とはしないことを決定した。

**6. 教員の年俸制適用の拡充** 【3】

教育・研究活動を活性化し優秀な人材を確保するため、業績評価に応じた弾力的な給与の運用を可能とする年俸制について、適用範囲の拡充を行った。

年俸制はこれまで、テニュアトラック普及・定着事業により雇用された一部の教員にのみ適用していたが、平成26年11月からは、未来先端研究機構を主担当とする教員に適用させたほか、学部等を主担当とする採用教員へも適用を拡充した。さらに任期の定めのない教授についても適用を拡充し、各年度当初に60歳に達している者を基本として、55歳に達し当該制度の適用を希望した者についても対象とすることとした。

この結果、平成27年4月1日には、123人（全教員（845人）中の14.6%）が年俸制適用教員となる。

**【年俸制の対象者（内訳）】**

- (1) 60歳以上の教授（全員）：50人
- (2) 55歳以上の教授で希望する者：8人
- (3) 新規採用の講師及び助教（一部の学部等を除く）：60人  
※生体調節研究所にあっては、全職位対象。
- (4) 未来先端研究機構を主担当する教員：5人

**7. 保険診療管理センターの設置** 【1】

医療における適切な保険診療並びに診療報酬請求のあり方を管理し、保険診療の理解と適正化を図ることを目的として「保険診療管理センター」を設置した。当該センターではセンター長、副センター長のほか、責任教員を配置し、適切な保険診療制度に係る教育、監査、指導等を行うほか、保険診療に係る研修・講習会等の実施や診療報酬の調査・分析等を行っている。

**事務の効率化・合理化**

**1. 教務システムの導入** 【4】

学生サービスの向上、業務の効率化を図るため、各学部等がそれぞれで個別に構成していた教務システムを廃止・統合し、全学で統一したシステムを導入した。

当該システムの導入により、データの共有化等、事務の効率化が図れたほか、学生に対し、休講、補講の情報、大学からの連絡事項など学生生活において必要な情報を随時更新し提供するなど学生サービスの向上が図れた。

**2. 財務会計システムのバージョンアップ****【4】**

財務会計システムのバージョンアップ、サーバーの更新に併せて、各種帳票データのCSV出力の機能を追加し、分析業務等に活用できるよう改善した。また、システムの稼働を停止して行っていたバックアップ作業を、自動プログラムの追加により休日の夜間に実施することとし、システム利用上の改善を図った。

**3. 病院医事システムの改善****【4】**

- (1) 附属病院では、これまで業務委託で行っていた入院計算業務、手術部事務及び集中治療部事務を内製化し、各作業手順について見直しを図るとともに、病院医事システム及びインターフェース等のマスタ設定更新による作業効率化を図った。
- (2) スキルラボセンターは、医療技能修得のためのシミュレーション教育を行う施設であり、利用にあたってはこれまで所定の紙媒体による提出をはじめ、口頭、電話、メール等、多様であった予約方法について、ホームページからの入力による受付に統一した。これにより、予約に係る事務等の効率化を図った。  
利用者数は、前年度の6,811名から8,892名に増加し、このうち院外者の利用者数は、870名から1,336名に大幅に増加した。

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (2) 財務内容の改善に関する目標  
 ① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標  
 ① 外部研究資金とその他の自己収入の増加に努める。  
 ② 附属病院の健全な経営と安定した収入の確保に努める。

中期計画	年度計画	進捗状況	ウェイト
【5】 ①—1) 学内外にまたがるプロジェクト型研究により、大型外部研究資金獲得を目指す。	【5】 ①—1 学内外にまたがる共同研究等により、外部研究資金獲得を目指す。	Ⅲ	
【6】 ①—2) 科学研究費補助金等各種外部研究資金の獲得のために、教職員に対する積極的な情報提供と支援を行う。	【6】 ①—2 科学研究費補助金等各種外部研究資金の獲得のために、教職員に対する積極的な情報提供と支援を行う。	Ⅲ	
【7】 ①—3) 収入の増加を図るため、共同研究の推進等、産学官連携を積極的に進める。	【7】 ①—3 産学官連携による共同研究等を進める。	Ⅲ	
【8】 ② 安定的かつ効率的な病院運営により、収入を確保するとともに、経費の削減に努める。	【8】 ② 安定的かつ効率的な病院運営により、収入を確保するとともに、経費の削減に努める。	Ⅲ	
		ウェイト小計	



I 業務運営・財務内容等の状況  
 (2) 財務内容の改善に関する目標  
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	(1) 人件費の削減 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 (2) 人件費以外の経費の削減 効率的な予算執行と業務の効率化により管理的経費を節減する。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	ウエイト
<b>【9】</b> 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。	<b>【9】</b> 実施済み	III	
<b>【10】</b> 各種業務委託の点検及び光熱水量の抑制などにより、管理的経費を削減する。	<b>【10】</b> 各種業務委託の点検などにより、引き続き管理的経費の抑制に努める。	III	
-		ウエイト小計	
-		ウエイト総計	

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

**I. 特記事項**

財務内容の改善充実に関して、経費の削減、自己収入の増加、資金の運用に向けて次の取組を行った。

**人件費の削減**

**【9】**

継続した人件費の抑制を図るため、教職員定員削減計画(平成23年度～平成27年度)により、23名の削減を図った。

25年度までの削減実績	16名
26年度削減数	7名

平成26年度定員削減：教員 3名、職員 4名 合計：▲ 42,167 千円

また役員会において、退職者・転出者の教員ポストの再配置について、31人中14人については、採用時期の3ヶ月抑制を実施した。

**経費の抑制、人件費以外の経費の削減**

**1. 効果的な予算配分**

**【10】**

「予算配分方針」に基づき、教育・研究等の質の維持及び向上の観点等から、配分単価を前年度と同額とした上で、「研究経費」、「教育経費」に区分し、教員数及び学生数により配分した。

**2. 光熱水量の節減に向けた取組**

**【10】**

団地別・学部等別の毎月の使用量などを諸会議に報告するとともに、ウェブサイト公表することにより、学部等ごとの負担額を明確にし、エネルギーの効率的な使用を図った。

電力については、経費節減のため、平成22年度数値を基準に策定した本学独自の削減計画目標（削減率：荒牧団地▲12%、昭和団地▲7%、桐生団地▲6%）を概ね達成した。（達成削減率：荒牧団地▲16.8%、昭和団地▲1.9%、桐生団地▲7.6%）この削減計画を実施したことにより、約29,352千円の経費を抑制した。

**3. 附属病院の取組**

**【8】**

教職員に対し、病院経営意識の共有が図れるよう、稼働額、収入額等の病院関係データを経営意識の共有が図れるよう、稼働額、収入額等の病院関係データを会議や広報誌を通じて情報提供した。

また各診療科等に対して病院長によるヒアリングを実施し、経営改善等についての意見交換を行うなどの取組を行ったほか、以下の患者診療経費の削減を実施した。患者診療経費の削減を実施した。

- ・ジェネリック薬品の拡大（平成25年：34.2%→平成26年：48.2%）
- ・民間コンサルタント会社と医用材料等について、契約支援及び関連コンサルタント業務の委託契約を締結し、約1.4億円を削減。

**外部資金、寄付金その他自己収入の増加**

**1. 科学研究費助成事業等各種外部研究資金の獲得**

**【5～7】**

研究戦略室を中心に、学部をまたがる研究グループ活動や他機関との研究活動を促進するための情報提供や支援を行うとともに、科学研究費助成事業の公募説明会をキャンパス毎に開催し、各種外部研究資金を獲得した。

(1) 大型外部研究資金

- ・大学改革等推進補助金「群馬一丸で育てる地域完結型看護リーダー」(25,000千円)
- ・研究拠点形成費等補助金「博士課程リーディングプログラム」(オンリーワン型) (211,955千円)
- ・科学技術人材育成費補助金「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」(24,999千円)

(2) 科学研究費助成事業

採択件数	453件 [+-0件]
採択金額	737,800千円 [+20,800千円]

※[ ]は前年度との増減

(3) その他の外部資金

受託研究	128件 [+26件]	544,886千円 [+189,744千円]
共同研究	188件 [+25件]	205,441千円 [+220,88千円]
寄附金	2,108件 [+96件]	1,159,979千円 [-400,657千円]

※[ ]は前年度との増減

**2. 知的財産活用を取組****【7】**

産学連携・知的財産戦略室（群馬大学TL0）を中心に、本学の持つ特許をベースとする企業との共同研究等の推進を行い、特許実施料等収入、共同研究等収入の確保に努めた。

特許実施料等収入	23件[-1件]	6,677千円[+5,392千円]
特許に基づく共同研究等収入	78件[+12件]	352,880千円[-1,970千円]

※[ ]は前年度との増減

**3. 資金の運用に向けた取組****【7】**

寄附金を財源に金融債（4億円）を取得したほか、資金管理の徹底により短期運用を充実させたことにより、学長裁量経費（教育・研究事業施設設備整備事業、国際交流事業、社会貢献事業）の財源の一部とした。

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標  
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標	自己点検・評価を厳正に実施するとともに、第三者評価等の結果を大学運営の改善に役立てる。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	ウエイト
【11】 ① 自己点検・評価を定期的実施するとともに、第三者評価等の結果を業務改善に反映させる。	【11】 自己点検・評価を実施するとともに、第三者評価等の結果を業務改善に反映させる。	III	
【12】 ② 教員評価の結果を踏まえ、教員の諸活動の支援・啓発を行う。	【12】 教員評価の結果を踏まえ、教員の諸活動の支援・啓発を行う。	III	
		ウエイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標  
 ② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	教育研究その他大学運営全般に関する情報を積極的かつ効果的に発信し、社会に対する説明責任を果たす。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	ウェイト
【13】 教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況について、積極的に公開する。	【13】 教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況について、積極的に公開する。	III	
		ウェイト小計	
		ウェイト総計	

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

**I. 特記事項**

自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供に関しては、中期計画・年度計画の進捗状況管理、自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用並びに情報公開の促進等、次の取組を行った。

**評価の充実**

**1. 自己点検の実施・評価結果等の活用の推進**

**【11】**

(1) 中期計画・年度計画に対する自己点検・評価（実施状況調査）を、中間調査と最終調査の年2回実施し、経営協議会ほか学内諸会議において進捗状況等を確認するとともに、計画の着実な実行を促した。

なお実施にあたっては、事務ネットワーク上の専用ドライブ（共有フォルダ）及び大学評価ウェブサイト等を活用し、調査・集計業務等を効率的に行った。

(2) 国立大学法人評価委員会による「平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果」について、および政策評価・独立行政法人評価委員会における「国立大学法人等の業務実績に関する評価の結果についての意見」について、役員会等で周知するとともに、各学部等長宛てに通知を行った。またこれらを、業務運営改善に供するため、本学ウェブサイトに掲載し、学内関係者に広く情報提供を行った。

特に課題として指摘された事項については、再度の注意喚起を行った。

(3) 前年度に実施した教員の活動実績についての評価結果に基づき、特に成績が優秀な教員20名に対して一時金（@20万円）及び研究費の配分（@5万円）を行った。

**2. 学生による授業評価**

**【12】**

学部生及び大学院生による授業評価を実施し、各科目ごとの評価結果を各授業担当教員にフィードバックして授業改善に役立てるとともに、学生と教員による授業方法改善のための懇談会やFDを実施するなど、授業改善に取り組んだ。

【学生による授業評価実施状況】

区分	総授業科目数	実施科目数	評価アンケート回収枚
教養教育科目	693科目	79科目	2,068枚
専門教育科目	1,847科目	1,205科目	33,002枚
大学院科目	1,133科目	168科目	2,762枚

【懇談会、FD等】

・学生と学長又は学部長等との懇談会

実施：新入生対象1回、学部等ごと18回

学生参加者数：延べ599人

内容：大学への意見・要望の聴取及びカリキュラムや学習環境についての意見交換等

・FD活動

実施：全学6回、学部等ごと19回

参加教員数：延べ906人

内容：公開授業や実例発表会並びに各種研修会を通じて教育能力を高めるための取組を行った。

## 情報公開や情報発信等

### 1. 情報公開や情報発信等の推進に関する取組

【13】

#### (1) 大学運営状況の公開

教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況について次の工夫を行い、積極的に公開したことにより利用者の増を図った。(アクセスユーザー数(ユニーク)で年間約64万人(対前年度比約12万8千人の増))

- ①ウェブサイトを活用し、「大学教育情報」等について積極的に情報発信するとともに、メインコンテンツへのアクセスの利便性を高めることや不具合のあるコンテンツを適正化するSEO施策(Search Engine Optimization)など適宜点検・改修を引き続き行った。
- ②地域に住む外国人や海外へ向けた情報の発信を目的として、附属病院の英語版ウェブサイトの作成に着手した。
- ③大学の特色や最新の取り組み事業などの情報について、学内外に積極的に発信した。また、発行紙をデジタルパンフレット化しウェブサイト上でも閲覧し易い環境を整えた。

#### (2) 群馬県地域共同リポジトリの構築

【13】

地域共同リポジトリ『AKAGI』(大学・短大及び県立図書館 県内21機関が参加)の運用により、コンテンツの登録件数は、合計7,105件(2015.3末現在)となり、総ダウンロード回数も781,279回(2014年度)に達した。

また平成25年4月の学位規則改正に伴い、博士論文のインターネット(機関リポジトリ)による公開が義務付けられたことへの対応を行い、博士論文の登録件数も222件(2015.3末現在)となった。

### 2. 学生募集に関わる広報戦略に基づいた取組

【13】

学生募集に関わる広報戦略を制定し、当該広報戦略に基づき「リクルート進学ネット」や「ベネッセマナビジョン」等のインターネット媒体に積極的に参画した。

また海外へ向けた情報の発信の充実を目的として、英語版全学ホームページのリニューアルを行い、情報の即時性及びユーザーの利便性向上を図った。

さらに受験生向けにLINEやTwitterに公式アカウントを設け入試に関わる情報を発信するとともにYou Tubeに本学の公式チャンネルを設け大学案内を日本語版及び英語版で公開している。

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する重要目標  
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標  
 ① 施設の整備方針を明確にし、各キャンパスの特性を踏まえた施設整備を重点的・計画的に行うとともに、点検・評価に基づき有効活用を行う。  
 ② 設備の整備を計画的に行うとともに、有効活用を行う。  
 ③ 公共施設としてのキャンパス機能を確保するため、人と地球環境に十分配慮した施設整備を行う。

中期計画	年度計画	進捗状況	ウエイト
【14】 ① 施設整備推進戦略に基づき、計画的に整備を行うとともに、施設の点検・評価に基づく有効活用を行う。	【14】 ① 施設整備推進戦略に基づき、計画的に整備を行うとともに、施設の点検・評価に基づく有効活用を行う。	III	
【15】 ② 設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備するとともに、有効活用を行う。	【15】 ② 設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備するとともに、有効活用を行う。	III	
【16】 ③ 地球環境の保全に配慮し、多様な利用者が安全かつ快適に利用できるキャンパス整備を行う。	【16】 ③ 地球環境の保全に配慮し、多様な利用者が安全かつ快適に利用できるキャンパス整備を行う。	III	
		ウエイト小計	



I 業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する重要目標  
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	安全対策の強化及び安全管理教育の徹底を通して、学生及び教職員などの安全を確保する。 また、情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティを高める。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	ウェイト
【17】 ① 危機管理規則及び教職員安全衛生管理規則などにに基づき、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。	【17】 ① 危機管理規則及び教職員安全衛生管理規則などにに基づき、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。	III	
【18】 ② 安全管理教育を徹底させるため、定期的に安全衛生講習会等を開催する。	【18】 ② 安全管理教育を徹底させるため、安全衛生講習会等を開催する。	III	
【19】 ③ 群馬大学情報セキュリティポリシーを普及し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を徹底させる。	【19】 ③ 群馬大学情報セキュリティポリシーを普及し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を進める。	III	
		ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する重要目標  
 ③ 法令遵守に関する目標

中期目標	国立大学法人としての使命感・倫理観に立ち、法令及び関係諸規則に基づく公正・透明性のある運営を行う。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況	ウェイト
【20】 研究活動における不正防止、研究費等の適正な経理並びに服務規律等の徹底を図るため、教職員に対する啓発活動等を行うなど、法令遵守を徹底する。	【20】 研究活動における不正防止、研究費等の適正な経理並びに服務規律の徹底を図るため、教職員に対する啓発活動を行うなど、法令遵守を徹底する。	III	
		ウェイト小計	
		ウェイト総計	

## I. 特記事項

地球環境保全と持続可能な教育環境整備の実現並びに法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制を本学として確保していくため、次の取組を行った。

### 施設設備の整備・活用等

#### 1. 施設の整備・有効活用 【14】

施設整備推進戦略に基づき、（上沖）附属中学校改修工事を平成26年度と平成27年度の2ヶ年で実施した。

「施設整備推進戦略」については、平成23年5月に作成後、計画的に耐震改修整備等が行われ、施設の整備が進んだことから、次の整備計画を立案し、見直しを行うこととしている。

また現有施設の利用状況を把握し全学的視点に立った施設・維持管理を目的として施設の利用実態調査を行った。

#### 2. 設備の整備・有効活用 【15】

設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備の整備を行った。また学内専用ウェブサイトにて、保有設備一覧や不用物品のリユース情報を掲載し、情報の共有化を図ることにより、設備の有効活用を図った。この結果不用物品のうちノートパソコン等37件が再利用された。

#### 3. 環境保全 【16】

- (1)（桐生・荒牧）太陽光発電設備その他改修電気設備工事において桐生地区に50k w、荒牧地区に60k wの太陽光発電設備を設置した。
- (2)（荒牧）総合情報メディアセンター中央図書館建具改修工事において、既存のサッシの二重ガラス化を実施し、CO<sub>2</sub>の削減を図った。
- (3)理工学部6号館等照明更新工事において、LED照明に更新し、照明器具の消費電力41.6%の削減を図った。

## 安全管理

#### 1. 危機管理に関する取組 【17】

(1)教職員を対象に大学において発生する様々な事象に応じた危機管理に関する以下の研修会等を実施した。

- ・情報セキュリティ講習会（9/12、9/16、9/29、10/27、369人参加）
- ・大学における不正防止活動説明会（9/25、9/29、9/30、767人参加）
- ・ハラスメント防止研修会（11/26、12/312/19、188人参加）

(2)新入生を対象にオリエンテーションを4月と10月に開催した。その中で「危機管理オリエンテーション」として、留学生に危機に対する心構え、具体的な対応方法、予防のための意識教育等を行った。実施に際しては、留学生が理解し易いように、日本語及び英語で作成したパワーポイント形式の危機管理に関する資料を使用した。

また登録制による留学生のメーリングリストを作成しており、危機発生時の情報提供も本リストにより配信することとしている。オリエンテーション等で登録を呼びかけた結果登録者は175人（留学生数250人名）となった。

学生の海外派遣に係る危機管理については、群馬大学危機管理マニュアルに沿って出発までに2回オリエンテーションを開催し、外務省DVD及び外務省海外安全ホームページを活用し、派遣国の事情と緊急時の対応について、派遣学生に周知している。26年度は、「学生のための海外渡航安全ガイドブック」を作成し、オリエンテーションで渡航学生に配布すると共に、国際教育・研究センターのホームページに掲載し、海外渡航時の危険とその予防等について更に周知・徹底を図った。

#### 2. 入学試験に係る危機管理 【17】

入試問題の作成や保管、入学試験実施に関する留意事項等入学試験に関わる危機を未然に防止する等「群馬大学入学試験に係る危機管理対応マニュアル」を整備し、入学試験業務に万全を期した。

#### 3. 安全衛生講習会の実施 【18】

群馬大学安全衛生管理推進室主催による安全衛生講習会を、各キャンパスにおいて実施した（のべ125人参加）。

（参考）荒牧事業場：3月10日 昭和事業場：2月18日 桐生事業場：3月18日

**4. 医療安全への取組み** 【18】

【詳細は9頁「全体的な状況 附属病院」(2. 診療面(1)「医療安全への取組」)に記載】

**5. 情報ネットワーク強化** 【19】

ファイアウォールの監視を強化し、P2Pソフトウェアの利用が検知された場合には、セキュリティポリシーに則り、システム運用委員会委員を通じて、ユーザへの警告、ソフトウェア削除を行う体制を整えた。

**6. 情報セキュリティに関する取組** 【19】

- (1) セキュリティポリシー普及のため、Moodleを利用し教員に対するセキュリティチェックを実施した。(267人実施)
- (2) セキュリティポリシー普及のため、「情報セキュリティ講習会」を9月～10月にかけて荒牧地区、昭和地区、桐生地区、若宮地区において実施し、延べ369名が参加した。
- (3) 「総合情報メディアセンターNEWS」でセキュリティに関する記事を毎回掲載し、セキュリティ啓発を行った。
- (4) 学部1年生全員に対し、情報講義と情報倫理eラーニングを必修化することにより、学生への情報倫理教育を徹底した。

**法令遵守**

**1. 研究活動等における不正防止対策** 【20】

(公的研究費の不正防止)(研究活動における不正行為防止)

【詳細は35頁「課題として指摘された事項に対する取組」に記載】

**2. 平成25年度以前に比べて強化を図った事項**

(1) 公的研究費の不正使用及び研究活動等における不正行為について不正防止計画の重点事項を定め、下記の取組みを行った。

① 学内規程の整備

改正後の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、公正な研究活動、本学で管理を行うと規定している資金の適正な費消行為を図ること、不正に対する措置等及び不正が生じた場合の調査を行う研究活動等調査委員会及び学部等調査委員会に関し必要な事項を定めるため以下の規程等を制定した。

- ・公正な研究活動及び適正な資金執行規程
- ・研究活動等における不正に対する措置に関する内規
- ・不正調査に関する委員会内規

② 説明会による周知強化

平成26年9月25日に昭和キャンパス(244人参加)、29日に桐生キャンパス(太田キャンパス含む)(310人参加)、30日に荒牧キャンパス(213人参加)において、「群馬大学における不正防止活動説明会及び平成27年度科学研究費助成事業公募説明会」を行い、その中で研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について説明を行った。また説明会後に理解度等調査票を提出してもらうことで、参加者の理解度を把握するとともに、説明の仕方等の見直しを行い、今後の説明会の改善を予定している。

③ 研究費コンプライアンス推進への取組

不正防止重点事項を策定した。また意識浸透やルールの理解度を確認し、今後の不正防止への取組みの見直しに活用するため、全教職員(非常勤含む)を対象として「コンプライアンス(法令遵守)意識調査」を実施した。

(2) 腹腔鏡下肝切除術等に係る医療事故を踏まえ、全病院体制で以下の取組を行うとともに、信頼の回復を最優先に、事故内容の調査・検証と実効ある医療安全管理体制の構築を行っている。

①医療事故防止のための安全管理体制の強化

平成26年12月には、医療事故防止のための安全管理体制を確保し、医療事故防止対策等について提言を行うとともに、医療事故発生時等に即時に対応できる体制を整えることを目的に「医療安全管理部」を「医療の質・安全管理部」に改組した。また平成27年4月より専任のゼネラルリスクマネージャー（医師）を増員し人的体制についても強化を図る。

なおインフォームドコンセントの質向上のため説明同意文書の記載内容と書式を統一し、審査、承認を行う体制を整えた。

②倫理審査・教育体制の整備

新規もしくは高難度の医療行為導入時における倫理審査体制整備のため、各種倫理審査委員会の規程を見直し、審議対象を明確に規定するとともに、申請フローチャートを作成し、届け出すべき委員会とその手続きを明確化した。承認した医療行為の実施結果の報告を徹底し、検証体制を確保した。

また保険診療の理解と適正化を図るため、保険診療管理センターを設置した。

さらに医療安全、保険診療、臨床研究、医療倫理、情報管理等に関する法令、規約、指針等を全職員が遵守するよう、コンプライアンス推進計画の立案、教育・研修の企画と管理を行う病院コンプライアンス推進室の設置を決定した。

③インシデント情報の共有

インシデント報告の対象とすべき具体事例をマニュアルに追加し、看護師が各カンファレンスに積極的に参加し問題事例を確実に収集するとともに、同一部署で類似のインシデントが頻繁に発生している場合は、医療の質・安全管理部が、当該部署に改善計画作成を依頼し、後日改善状況の検証を行いアクシデントの発生を予防する取組を行った。

(3) 不正論文対策

論文の剽窃及び盗用が社会問題化している現状を踏まえ、各研究科の教務委員長等を委員とする「大学院教育に関するワーキンググループ」を設置し、対策ソフトを導入し、大学全体で運用を行っていくことを決定した。

課題として指摘された事項に対する取組

■平成25事業年度における評価結果【抜粋】

過年度において、職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組を引き続き行うことが求められる。

平成26年度においては新任教員に対して、教職員行動規範、研究費ハンドブック等を配布し、コンプライアンス（法令遵守）の周知徹底をするとともに、採用時に研究助成財団等から助成金の交付を受けている場合、個人経理をしていないかの確認を行った。

また改正後の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、公正な研究活動、本学で管理を行うと規定している資金の適正な費消行為を図ること、不正に対する措置等及び不正が生じた場合の調査を行う研究活動等調査委員会及び学部等調査委員会に関し必要な事項を定める等以下のとおり取り組んだ。

(1) 諸規程の整備

- ・公正な研究活動及び適正な資金執行規程
- ・研究活動等における不正に対する措置に関する内規
- ・不正調査に関する委員会内規

(2) 諸会議等による不正防止対策の徹底

「役員連絡会」等の各種会議で周知を行った。

(3) 配布物等による周知

「研究活動上の不正行為等防止への取組み」（本学ホームページ）に掲載するとともに、文書で学部長等宛てに通知し、教職員への周知を行った。

(4) 説明会、研修会等による周知

平成26年9月25日に昭和キャンパス、29日に桐生キャンパス（太田キャンパス含む）、30日に荒牧キャンパスにおいて、「群馬大学における不正防止活動説明会及び平成27年度科学研究費助成事業公募説明会」を行い、その中で研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について説明を行った。また、説明会後に理解度等調査票を提出してもらうことで、参加者の理解度を把握するとともに、説明の仕方等の見直しを行い、今後の説明会の改善を予定している。

(5) 研究費コンプライアンス推進への取組

不正防止重点事項を策定し実施した。また意識浸透やルールの理解度を確認し、今後の不正防止への取組みの見直しに活用するため、全教職員（非常勤含む）を対象として「コンプライアンス（法令遵守）意識調査」を実施した。

■平成25事業年度における評価結果【抜粋】

平成24年度評価において評価委員会が課題として指摘した、個人情報の不適切な管理については、平成25年度においても、教員が児童の個人情報が記録された書類を紛失する事例があったことから、再発防止とともに個人情報保護に関するリスクマネジメントの強化に一層努めることが求められる。

平成26年度においては、次の取組みを行った。

(1) 各個人情報保護管理者宛に通知（保有個人情報の適切な管理の徹底についてを行い、個人情報に係るアクセス制御、アクセス記録の保存、分析、情報システム室等の入退室の管理、外部委託する場合の委託先における確認について周知徹底を図った。

(2) 外部に委託する場合の選定、契約書の記載事項、管理体制等に係る書面の確認について定め、各個人情報保護管理者宛に通知（行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報の管理状況の点検結果を踏まえた改善についてを行い、業務を外部に委託する場合の措置について周知を行った。

また指摘を受けた「附属小学校」においては、独自の取組として、次の取組みを行っている。

(1) 個人情報管理ハンドブックにより、過去の事例を交えて、これまでの経緯を説明するとともに、当該教員を含め全教員に注意喚起を行った。

(2) 教員会議において、全教員（43名）を対象に研修会を実施し、個人情報管理について周知徹底した。

**Ⅱ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画**

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

**Ⅲ 短期借入金の限度額**

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 3.2億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	1 短期借入金の限度額 3.2億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	該当なし

**Ⅳ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

中期計画	年度計画	実績
1 重要な財産を譲渡する計画 該当無し 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 該当無し 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 該当無し 2 担保に供する計画 該当なし

**V 剰余金の使途**

中期計画	年度計画	実績
<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>剰余金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のために使用した。使途の内訳は次のとおり                      重粒子線第2シミュレーション室の整備 469,800千円                      治験事務局文書管理システム 96,398千円                      治験文書外部連携システム 24,188千円                      診療用MR I 349,912千円                      社会情報学部多目的トイレ 5,610千円</p>



**Ⅵ その他 1 施設・設備に関する計画**

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	実績額 (百万円)	財源
・(荒牧)総合研究棟改修(教育学系) ・(荒牧)屋内運動場改修 ・小規模改修(営繕事業)	総額 766	施設整備費補助金 (454) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (0) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (312)	上沖(附中)校舎改修 小規模改修(営繕事業)	総額 277	施設整備費補助金 (232) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (0) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (45)	上沖(附中)校舎改修 (昭和I他)災害復旧事業 (桐生宮内)耐震対策事業 小規模改修(営繕事業) 医療(内分泌学)分野におけるゲノム等の網羅的解析に資する最先端の研究力強化 内分泌・代謝学、その関連疾患の成因・病態生理解明に関する研究拠点の強化に向けた遺伝子改変マウス作成・解析システムの整備	総額 523	施設整備費補助金 (478) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (45)
(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。			(注1) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。					

**○ 計画の実施状況等**

「上沖(附中)校舎改修」及び「小規模改修(営繕事業)」について計画どおりに実施した。  
 また、大雪被害復旧費の措置による「(昭和I他)災害復旧事業」や補正予算の措置による「(桐生宮内)耐震対策事業」の施設整備を実施した。  
 さらには、大学教育研究基盤強化促進費の措置による「医療(内分泌学)分野におけるゲノム等の網羅的解析に資する最先端の研究力強化」、「内分泌・代謝学、その関連疾患の成因・病態生理解明に関する研究拠点の強化に向けた遺伝子改変マウス作成・解析システムの整備」の設備整備を実施した。

**Ⅶ その他 2 人事に関する計画**

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
<p>(1) 基本原則</p> <p>① 教員の選考に当たっては、本学の基本理念に則り、人格及び識見共に優れた者につき、教育・研究業績及び能力等を総合的に判断して行う。広く学内外に有能な人材を求めため、原則として公募制を採用する。また、必要に応じて任期制を積極的に活用する。</p> <p>② 職員の採用及び昇任に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化や複雑化する社会の現状に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。</p> <p>(2) 人員管理</p> <p>① 人員管理に関する中・長期的計画を策定するとともに、各部局及び部局間の教職員配置等に関する適正な調整を行う。</p> <p>② 必要に応じて、外部資金の活用により教職員を配置する。</p> <p>(3) 人事管理及び研修等</p> <p>① 人材育成の視点、能力及び業績等を重視した人事管理を行う。</p> <p>② 大学教職員としての多様な能力等の養成及び向上を図るため、定期的な研修を実施し、効果的な運用を図る。</p> <p>③ 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため、他の国立大学法人、国、独立行政法人、地方公共団体、民間団体等の諸機関との人事交流を積極的に行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総見込み 100,515 百万円 (退職手当は除く。)</p>	<p>平成26年度の常勤職員数 1,675人(役員を除く) また、任期付職員数の見込みを 18人とする。 平成26年度の人件費の総額見込み 17,080 百万円(退職手当は除く)</p>	<p>平成26年度の常勤職員数 1,671人(役員を除く) また、任期付職員数は17人。 平成26年度の人件費の総額は 16,597百万円(退職手当は除き非常勤職員を含む)</p>

○ 別表（学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について）

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
教育学部 学校教育教員養成課程 (うち教員養成に係る分野)	(人) 880 (880)	(人) 923 (923)	(%) 104.9 (104.9)
社会情報学部 情報行動学科 情報社会科学科	220 220	240 246	109.1 111.8
医学部 医学科 (うち医師養成に係る分野) 保健学科	704 (704) 660	723 (723) 674	102.7 (102.7) 102.1
工学部 (昼間コース) 応用化学・生物化学科 機械システム工学科 生産システム工学科 環境プロセス工学科 社会環境デザイン工学科 電気電子工学科 情報工学科 (夜間主コース) 生産システム工学科	340 140 80 80 80 140 100 60	389 186 101 98 104 169 143 65	114.4 132.9 126.3 122.5 130.0 120.7 143.0 108.3
理工学部 (昼間コース) 化学・生物科学科 機械知能システム理工学科 環境創生理工学科 電子情報理工学科 (夜間主コース) 総合理工学科	320 220 180 240 60	334 235 192 263 65	104.4 106.8 106.7 109.6 108.3
学士課程 計	4,724	5,150	109.0

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
教育学研究科 障害児教育専攻 教科教育実践専攻	6 40	7 51	116.7 127.5
社会情報学研究科 社会情報学専攻	28	31	110.7
医学系研究科 生命医科学専攻	30	25	83.3
保健学研究科 保健学専攻	100	90	90.0
理工学府 理工学専攻	600	647	107.8
修士課程 計	804	851	105.8
医学系研究科 医科学専攻	228	273	119.7
保健学研究科 保健学専攻	30	70	233.3
工学研究科 工学専攻	39	60	153.8
理工学府 理工学専攻	78	46	59.0
博士課程 計	375	449	119.7
教育学研究科 教職リーダー専攻	32	30	93.8
専門職学位課程 計	32	30	93.8

○ 計画の実施状況等

1. 学部の状況  
学部全体では、収容定員充足率は109.0%である。
2. 研究科の状況
  - 1) 修士課程では、収容定員充足率は105.8%である。
  - 2) 博士課程では、収容定員充足率は119.7%である。
  - 3) 専門職学位課程では、収容定員充足率は93.8%である。

## ○定員の充足率について

### 【全学】

本学の学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程については、それぞれ109.0%・105.8%・119.7%・93.8%であり、各課程における収容定員は充足している。

ただし、工学研究科博士後期課程及び保健学研究科博士後期課程及び工学部における一部の学科では130%を超える充足率となっている。

工学研究科博士後期課程においては、休学者（16人）の影響により、定員を超過しているが、これらを除く実質的な充足率は112.8%である。

保健学研究科（博士後期課程）においては、有職者等を対象とした長期履修学生制度の実施等による学生（35人）が在籍しているため、これらを除く実質的な充足率は116.7%であり、それぞれ適切な指導が可能な範囲であると判断している。

工学部においては、留年者（機械システム工学科：42人、社会環境デザイン工学科：22人、情報工学科：19人）の影響により、一部の学科について定員を超過しているが、工学部（昼間コース）全体としては、適正な充足率（124.0%）を維持しており、適正な指導が可能な範囲であると判断している。

また医学系研究科修士課程及び理工学府博士後期課程では、90%を下回る充足率となっている。

理工学府博士後期課程においては、改組後2学年を受入れた段階であるが、特に社会人及び留学生の志願者減少が目立ったことから、社会人に対しては「長期履修制度」の周知を図ること、留学生に対しては協定校や大学院修了者を通じて派遣を呼びかけることにより、志願者増を図る。また、学部及び博士前期課程在学者に対しても、説明会等を充実させて進学を促し充足率の改善に努める。

医学系研究科修士課程においては、収容定員30人に対し25人の収容数となっており概ね適正な充足率と判断しているが、今後も当該課程の理念等の広報を積極的に行い充足率の改善に努める。